

水際対策強化措置に係る国・地域の指定について
(要旨)

令和3年7月6日

1. 以下の19の国・地域を「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、これらの国・地域に対して、追加的に、水際強化措置をとることとします。

- (1) ザンビア
- (2) アルゼンチン
- (3) ウルグアイ
- (4) エクアドル
- (5) キューバ
- (6) コロンビア
- (7) スリナム
- (8) セーシェル
- (9) チリ
- (10) トリニダード・トバゴ
- (11) トルコ
- (12) パラグアイ
- (13) フィジー
- (14) 米国（ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州）
- (15) ベネズエラ
- (16) ベラルーシ
- (17) ボリビア
- (18) リビア
- (19) ロシア（カレリア共和国、サラトフ州、ニジェゴロド州）

2. ザンビアからのすべての入国者及び帰国者については、令和3年7月9日午前0時からは検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくことになります。

3. アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、キューバ、コロンビア、スリナム、セーシェル、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、パラグアイ、フィジー、米国（ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州）、ベネズエラ、ベラルーシ、ボリビア、リビア、ロシア（カレリア共和国、サラトフ州、ニジェゴロド州）からのすべての入国者及び帰国者については、令和3年7月9日午前0時からは検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。

4. 以下の8の国・地域の「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際強化措置の変更を行うこととします。

- (1) インドネシア
- (2) キルギス
- (3) アラブ首長国連邦
- (4) エジプト
- (5) エストニア
- (6) ナイジェリア
- (7) フランス
- (8) 米国（カンザス州、デラウェア州、メイン州）

5. インドネシアからのすべての入国者及び帰国者については、これまでには、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月9日午前0時からは検疫所長の指定する場所で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくことになります。

6. キルギスからのすべての入国者及び帰国者については、これまでには、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月9日午前0時からは検疫所長の指定する場所で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくことになります。

7. アラブ首長国連邦からのすべての入国者及び帰国者については、これまでには、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月9日午前0時からは検疫所長の指定する場所で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくことになります。

8. エジプトからのすべての入国者及び帰国者については、これまでには、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月9日午前0時からは検疫所長の指定する場所で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。

9. エストニア、ナイジェリア、フランス、米国（カンザス州、デラウェア州、メイン州）からのすべての入国者及び帰国者については、これまでには、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月9日午前0時からは、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくことになります。

10. 以下の3の国・地域の「水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」については、今般、水際強化措置の変更を行うこととします。

- (1) カナダ（オンタリオ州）
- (2) 米国(ミネソタ州)
- (3) ルクセンブルク

11. カナダ（オンタリオ州）、米国(ミネソタ州)、ルクセンブルクからのすべての入国者及び帰国者については、これまで、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月9日午前0時からは、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただることになります。

水際対策強化に係る新たな措置（16）
(水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域について)

令和3年7月6日

「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」のうち、本措置に基づいて別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等待機を求ることとする。

（注1）「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）（以下「措置（15）」という。）及び上記に基づく指定国・地域については、今後、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で公表する。「措置（15）」別添2の書式は廃止する。

（注2）上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

（注3）上記に基づいて指定された措置は、指定日の3日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除は、公表日の3日後の日の午前0時から実施する。

（以上）

令和3年7月6日

水際対策強化に係る新たな措置（15）及び（16）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
 健康局
 結核感染症課
 健康課
 医薬・生活衛生局
 生活衛生・食品安全企画課
 検疫所業務管理室

 外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）（以下「措置（15）」という。）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和3年7月6日）（以下「措置（16）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置（15）の1（1）に基づく措置の対象国・地域

| 国・地域 | 指定日 | 1（1）の前段に基づく措置の実施 開始日時 (日本時間) | 1（1）の後段に基づく措置の実施 開始日時 (日本時間) |
|------------------------------------|-----------|------------------------------------|------------------------------------|
| アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、モルディブ | 令和3年6月28日 | 令和3年7月1日 午前0時 | 令和3年7月1日 午前0時 |

2. 措置（16）に基づく措置の対象国・地域

| 国・地域 | 指定日 | 措置（16）に基づく措置の実施開始日時 (日本時間) |
|------------------|----------|-------------------------------|
| インドネシア、キルギス、ザンビア | 令和3年7月6日 | 令和3年7月9日午前0時 |

3. 措置（15）の1（2）全文に基づく措置の対象国・地域

| 国・地域 | 指定日 | 1（2）の前段に基づく措置の実施 開始日時 (日本時間) | 1（2）の後段に基づく措置の実施 開始日時 (日本時間) |
|---------|-----------|------------------------------------|------------------------------------|
| バングラデシュ | 令和3年6月28日 | 令和3年7月1日 午前0時 | 令和3年7月1日 午前0時 |

4. 措置（15）の1（2）前段に基づく措置の対象国・地域

| 国・地域 | 指定日 | 1（2）の前段に基づく措置の 実施開始日時(日本時間) |
|---------------|-----------|--------------------------------|
| ウガンダ、英國、マレーシア | 令和3年6月28日 | 令和3年7月1日午前0時 |
| アラブ首長国連邦 | 令和3年7月6日 | 令和3年7月9日午前0時 |

※ インドネシアについては令和3年6月28日付で、上記4. の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年7月9日午前0時以降の入国者及び帰国者については、上記2. の対象国・地域としての措置を実施することとする。

※ エジプトについては令和3年6月28日付で、上記4. の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年7月9日午前0時以降の入国者及び帰国者については、下記5. の対象国・地域としての措置を実施することとする。

5. 措置（15）の1（3）に基づく措置の対象国・地域

| 国・地域 | 指定日 | 1（3）に基づく措置の 実施開始日時(日本時間) |
|---|-----------|-----------------------------|
| アイルランド、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、タイ、チュニジア、デンマーク、フィリピン、ブラジル、米国（アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、ケンタッキー州、コロラド州、ネバダ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ルイジアナ州、ワシントン州）、ベトナム、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、ラトビア、ロシア（モスクワ市、モスクワ州、サンクトペテルブルク市） | 令和3年6月28日 | 令和3年7月1日午前0時 |
| <u>アルゼンチン</u> 、 <u>ウルグアイ</u> 、 <u>エクアドル</u> 、 <u>エジプト</u> 、 <u>キューバ</u> | 令和3年7月6日 | 令和3年7月9日午前0時 |

| | | |
|--|--|--|
| <u>バ、コロンビア、スリナム、セーシェル、チリ、トリニダー</u> <u>ド・トバゴ、トルコ、パラグアイ、フィジー、米国（ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州）、ベネズエラ、ベラルーシ、ボリビア、リビア、ロシア（カレリア共和国、サラトフ州、ニジェゴロド州）</u> | | |
|--|--|--|

※ アラブ首長国連邦については令和3年6月28日付で、上記5. の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年7月9日午前0時以降の入国者及び帰国者については、上記4. の対象国・地域としての措置を実施することとする。

※ キルギスについては令和3年6月28日付で、上記5. の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年7月9日午前0時以降の入国者及び帰国者については、上記2. の対象国・地域としての措置を実施することとする。

※ エストニア、ナイジェリア、フランス、米国（カンザス州、デラウェア州、メイン州）については令和3年6月28日付で、上記5. の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年7月9日午前0時以降の入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での待機、入国後3日目の検査を求めないこととする。

6. 措置（15）の2に基づく措置の対象国・地域

| 国・地域 | 指定日 | 2に基づく措置の実施開始日時(日本時間) |
|---------------|-----------|----------------------|
| スイス、米国（フロリダ州） | 令和3年6月28日 | 令和3年7月1日午前0時 |

※ カナダ（オンタリオ州）、米国（ミネソタ州）、ルクセンブルクについては令和3年6月28日付で、上記6. の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年7月9日午前0時以降の入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での待機、入国後3日目の検査を求めないこととする。

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（15）
(水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について)

令和3年6月28日

1. 水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域

各国・地域における水際対策上特に懸念すべき変異株の市中感染の状況、各国・地域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数、直近の我が国の空港検疫における検査の陽性率等を踏まえ、各国・地域からの当該変異株の流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

(1) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等待機を求めることとする。

また、これらの国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(2) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での6日間の待機を求める。その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する一部の国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(3) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等待機を求めることとする。

2. 水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記1に基づく指定国・地域以外の国・地域について、各国・地域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数、直近の我が国の空港検疫における検査の陽性率等を踏まえ、各国・地域からの新型コロナウイルスの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注1) 水際対策上特に懸念すべき変異株は、他の変異株と比較して感染力が高いものや、ワクチンの効果が低下する恐れがあるもの等、特に懸念すべき変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとする。
- (注2) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)それぞれの別添の書式は廃止する。
- (注3) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注4) 上記に基づく措置は、令和3年7月1日午前0時(日本時間)から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)による変異株流行国・地域への指定及び措置並びに「水際対策強化に係る新たな措置(13)」(令和3年5月18日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)による変異株B.1.617指定国・地域への指定及び措置を継続する。
- (注5) 上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置(3)」(令和2年12月25日)、「水際対策強化に係る新たな措置(4)」(令和2年12月26日)の「3.検疫の強化」、「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)による変異株流行国・地域への指定及び措置並びに「水際対策強化に係る新たな措置(13)」(令和3年5月18日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)による変異株B.1.617指定国・地域への指定及び措置は全て廃止する。
- (注6) 上記に基づいて、令和3年6月29日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定の変更または解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定の変更または解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。
- (注7) アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブに対する令和3年6月28日の指定の際を除き、上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否は、指定日の2日後の午前0時(日本時間)前に当該措置対象国・地域を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。
- (注8) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。
ただし、インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は令和3年5月13日までに、バングラデシュ及びモルディブから再入国する場合は令和3年5月19日までに、スリランカから再入国する場合は令和3年5月20日までに、アフガニスタンから再入国する場合は令和3年6月2日までに、それぞれ再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする。

(以上)